

鹿 児 島 県 公 報

令和6年8月30日（金）第545号の3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

○令和6年度採石業務管理者試験公告

（商工政策課取扱い） 1

公 告

令和6年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和6年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 試験の期日
令和6年10月11日（金）午前10時から正午まで
- 試験の場所
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 受験資格
制限はない。
- 試験手数料
8,100円
- 受験手続
(1) インターネットによる受験申込み
ア 受験申込方法
鹿児島県電子申請共同運営システム（<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
入力方法等手続の詳細については、鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）に掲載の電子申請システム申請マニュアルを参照すること。
イ 試験手数料の支払方法
(ア) 試験手数料（8,100円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）による支払又はPay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキングやATM等からの払込みにより納付すること。
なお、一旦納付された試験手数料は、返還しない。
(イ) 利用できるクレジットカード
VISA, Master, JCB, アメリカン・エクスプレス, Diners
(2) 郵送又は持参による受験申込み

ア 提出書類等

(ア) 受験願書

(イ) 写真（縦 6 センチメートル，横 4 センチメートルのものであって，出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像で，その裏面に，撮影年月日，氏名及び年齢を記載したもの）

(ウ) 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を，受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

イ 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

なお，郵送の場合は，封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書き，書留郵便とすること。

7 受付期間

(1) インターネットによる受験申込み

令和 6 年 8 月 30 日（金）午前 9 時から同年 9 月 30 日（月）午後 5 時まで

(2) 郵送又は持参による受験申込み

令和 6 年 8 月 30 日（金）から同年 9 月 30 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

なお，郵送の場合は，令和 6 年 9 月 30 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお，同用紙を郵便により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し，合格証を郵送して行う。

10 その他

(1) 試験の詳細については，鹿児島県のホームページに掲載の採石業務管理者試験実施要領を参照すること。

(2) 試験についての照会は，鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。